

令和7年第10回庄原市教育委員会 会議録

1 日 時 令和7年9月24日(水) 午前10時00分開会
午前11時22分閉会

2 場 所 庄原市役所 本庁 3階 防災対策室

3 出席委員 教育長 牧原 明人
教育委員 横山 和明、立花 有佐、渡部 要

4 欠席委員 捻金 宏昭

5 出席職員 教育部長 荘川 隆則
教育部教育総務課長 毛利 久子
教育部教育指導課長 高淵 直哉
教育部生涯学習課長 八谷 美幸
教育部教育指導課指導係長 伊澤 知弥
教育部教育指導課学事係長 片山 博子

6 傍聴人 なし

7 議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 議案第42号 庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の一部改正について

日程第3 議案第43号 庄原市社会教育委員の委嘱について

日程第4 議案第44号 庄原市芸術文化振興審議会委員の委嘱について

日程第5 議案第45号 庄原市博物館・資料館運営協議会委員の委嘱について

日程第6 議案第46号 庄原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第7 議案第47号 庄原市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第8 議案第48号 庄原市図書館協議会委員の委嘱について

日程第9 個別報告及び協議事項

- ・令和7年第5回庄原市議会定例会一般質問通告書及び概要(教育委員会関係分)について
- ・第3期庄原市教育振興基本計画策定に向けた市民アンケート調査結果
- ・全国学力調査・広島県学習意識等調査について

教育長	<p>— 開会 午前 10 時 00 分 —</p> <p>ただ今から令和 7 年第 10 回庄原市教育委員会を開会します。</p> <p>なお、本日、捻金委員から欠席の連絡を受けていますが、委員の過半数が出席していますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規程により、会議は成立いたします。</p>
	<p>日程第 1 教育長報告</p>
教育長	<p>日程第 1、教育長報告を行います。本日は 3 点報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事について ・教育支援委員会について ・中学生意見発表大会について <p>続いて、教育部長から報告をお願いします。</p>
教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会定例会の一般質問について
教育長	<p>続いて、各課からの報告について、お願いします。教育総務課長。</p>
教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備の充実 ・第 3 期庄原市教育振興基本計画策定 ・高校教育振興事業への支援 ・主な会議・行事等
教育指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導対策 ・読書活動推進 ・特別支援教育推進 ・教職員の動向について ・主な会議・行事等
生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育の充実 ・芸術・文化の推進 ・スポーツの推進 ・家庭・地域の教育力の向上 ・各種行事等
	<p>日程第 2 議案第 42 号</p>
	<p>庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の一部改正について</p>
教育長	<p>日程第 2、議案第 42 号、庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の一部改正について議題とします。事務局より提案をお願いします。教育総務課長。</p>
教育総務課長 ※資料 1	<p>議案集 1 ページ、庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の一部改正についてです。詳細について、資料 1 でご説明させていただきます。</p>
	<p>1. 趣旨です。令和 7 年 10 月から「東城廃止代替デマンドバス (始終線)」の運行業者の変更、及びこれに伴うスクールバスの運行変更により、当該路線を利用する児童生徒の通学を支援するため、庄原市公立学校通学補助金等交付要</p>

綱の一部改正を行うものです。なお、※印にありますように、東城地域には廃止代替バスが4路線あります。このうち、戸宇、帝釈宇山、帝釈始終、帝釈未渡を通る始終線のバスはデマンドバスと言い、利用するダイヤ及び停留所を予約して乗るバスとなります。一部予約によって、路線より少し入ったところまで運行ができる仕組みのものです。予約のあったダイヤ、停留所のみを運行します。運輸局の区域運行の許可が必要なバスとなります。

2. 経緯です。令和6年7月、備北交通(株)からデマンドバス始終線の運行について、乗客数が限られていること、運転手の確保が難しいことから、運行业者の変更を求める相談が地域交通課にありました。地域交通課、また東城支所から東城地域のタクシー事業者3社に対応できるか可否の打診を行っていましたが、調整ができないまま月日が経過しまして、令和7年5月、改めて備北交通(株)からデマンドバス始終線の運行を終了するため、運行业者の変更をしてほしいとの要望がありました。東城地域のタクシー事業者3社に改めて、調整を行った結果、エクシードタクシー(有)から「スクールバスの調整により対応可能」と回答があり、協議、調整を行うこととなりました。エクシードタクシー(有)は、東城小学校に向けてのスクールバスをかなり運行されており、さらに加えての運行は非常に厳しいとのことでした。その後、東城支所を中心に調整が行われました。国への届出を行う前に、あらかじめ地域の中で、地域の生活路線について承認を受けるため開催される、庄原市地域公共交通会議が8月に開催され、備北交通(株)の路線廃止と、エクシードタクシー(有)による始終線を含めた区域運行開始が承認をされました。現在、10月の運行開始に向けて準備を行っています。

3. 通学状況です。9月時点のものですが、(1) デマンドバス始終線については、現在中学生4名が利用していますが、今年度において高校生の利用はありません。往路と復路があり、往路については①午前7時7分のバスに乗っています。帰路については、通常はクラブ活動を行いますので、⑧午後5時44分の東城駅前発のバスで帰っており、クラブがない時や早帰りの時は、⑥午後3時15分のバスを利用していると聞いています。中学生が利用する際は、学校からバスの予約を行い、個別の事情で欠席する場合には保護者からバス会社に連絡する流れとなっています。(2) スクールバス帝釈始終・未渡・戸宇ルートは小学生のみ利用するバスです。帝釈始終を出発して、未渡の郵便局前、戸宇を通して、東城小学校まで運行する路線です。往路については、帝釈から3名、戸宇から10名の合計13名が利用しています。復路については、火木曜日は午後3時、月水金曜日は午後3時30分に出発します。日課や行事等により、運行時間はその都度調整が行われています。また、復路については、曜日によって児童クラブや塾等の利用で、乗車人数が異なるため省かせていただいています。そのため、出発時刻のみ定めており、乗車人数によって到着時刻については変更があることとなっています。現在、車両については小型バスを利用して

います。

4. スクールバスとの調整です。まず、(1) 往路、登校便です。エクシードタクシー(有)から、デマンドバス始終線を運行する場合、第1便がスクールバスとおおむね同様の時間及びルートで走行することになるため、運転手の確保が難しいことから、1本に混乗できないかとの申し出がありました。スクールバスでの運行か、デマンドバス始終線での運行か、比較検討した結果、高校生を含む一般乗客の利用や中学生の通学等の利用状況を踏まえ、地域の生活交通を維持する必要があると判断し、小学生の往路はデマンドバス始終線を利用し混乗することとしました。なお、デマンドバス始終線の第1便に使用する車両については、10人乗りでは乗り切れないことから、この便のみ25人乗りのスクールバスを使用することとしています。(2) 復路、下校便です。デマンドバスの運行は決まった時刻で運行するため、復路は小学校の下校時刻が曜日や行事等で異なり、調整が難しいことから、引き続きスクールバスを運行するものとし、業務委託を継続することとしました。なお、小学校のスクールバスの運行に係る運転手の調整により、デマンドバス始終線の⑥⑦ダイヤを30分遅らせるよう調整しました。

5. 児童生徒のデマンドバスの利用方法等です。まず、小学生については、基本的に学校を通じて、バス乗車の予約をします。なお、病気等で欠席する時は保護者から運行業者に連絡します。また、往路のみの乗車であることから、片道定期券を発行して乗車することにしました。中学生については、これまで同様、学校を通じてバス乗車の予約をし、病気等で欠席する時は保護者から運行業者に連絡をします。往路復路ともデマンドバス始終線を利用するので、これまでと同様に往復の定期券により乗車をします。また、最終便の⑧ダイヤについては、東城中学校を経由することができるようにし、帰宅便の利便性を合わせて図ることとしました。

6. 課題です。「庄原市通学補助金等交付要綱」において、対象の小学生の通学費の補助に関し、次の課題への対応が必要となりました。スクールバスで下校するため、第2条第2項ただし書きの、「スクールバスの運行対象区域に居住する者は補助対象外」に抵触することとなります。また、デマンドバス始終線を利用する戸宇地域の児童の中には片道4km未満の場所もあります。通学補助対象者は通学距離片道4km以上の保護者としていますので、補助対象にならないとなりますが、戸宇小学校と東城小学校が統合する際、戸宇地区の児童についてはスクールバスにより送迎することとしていますので、スクールバスの代替であるデマンドバス始終線に移行後も、保護者の負担を求めることは適当でないとなっております。

7. 交付要綱の一部改正についてです。課題に対応するため、特例として、次の事項を附則に加えることとしました。庄原市スクールバス等運行事業実施要綱のスクールバスの運行対象地域が、下の点線枠内に記載があります。東城小

	<p>学校では、戸宇、帝釈未渡、帝釈宇山、帝釈始終が記載されています。これにより、「スクールバスの運行対象区域に居住する者は補助対象外」に抵触をします。この対象地域のうち、当該地域の児童の保護者に対する補助金については交付ができる規程、またこのことにより、4 km未満の保護者も対象とするとの解釈ができるとなっています。このことについては令和7年10月1日から当分の間、補助金交付の対象とすることができることとしています。ただし、第2条第2項第1号または第3号、これは校区外からの通学、又は生活保護等の他から支援を受ける者については、補助金交付の対象としないと改めて記載しています。</p> <p>8. 今後のスケジュールです。本日の教育委員会で要綱改正が整いましたら、補助金申請を取りまとめし、通学定期券を学校へ送付し、10月1日からデマンドバス始終線が運行開始になる予定です。</p> <p>4ページは、委託料の積算表となっています。これまでバスを借り上げて委託料を支払っていたものが、片便となりましたので、運賃の金額が安くなり、教育委員会の経費としては軽減が見込まれます。ただし、地域交通課では経費が若干増えています。全体的には軽減が図られます。</p> <p>それでは、議案集に戻りまして、議案第42号庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の一部改正する要綱案です。当該交付要綱の一部を次のように改正することとしまして、附則に次の一項を加えるものです。令和7年10月1日から交付いたします。3ページから交付要綱の一部を改正する要綱案の新旧対照表を付けていますので、ご確認をいただければと思います。</p> <p>ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、議案第42号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>賛成全員ですので、議案第42号は可決されました。</p> <p>日程第3 議案第43号 (非公開) 庄原市社会教育委員の委嘱について</p> <p>日程第4 議案第44号 (非公開) 庄原市芸術文化振興審議会委員の委嘱について</p> <p>日程第5 議案第45号 (非公開) 庄原市博物館・資料館運営協議会委員の委嘱について</p> <p>日程第6 議案第46号 (非公開) 庄原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について</p>
--	---

	日程第7 議案第47号 (非公開) 庄原市文化財保護審議会委員の委嘱について
	日程第8 議案第48号 (非公開) 庄原市図書館協議会委員の委嘱について
教育総務課長 教育指導課長	日程第9 個別報告及び協議事項 ・第3期庄原市教育振興基本計画策定に向けた市民アンケート調査結果 ・全国学力調査・広島県学習意識等調査について
教育長	その他 協議事項 それでは、以上をもちまして、令和7年第10回教育委員会を閉会します。本日はありがとうございました。 — 閉会 午前11時22分 —